

# 都道府県公害審査会の動き

## (令和4年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

### 1. 受付事件の状況

事件の表示	事件名	受付年月日
神奈川県 令和4年(調)第2号事件	隣接コインパーキングからの騒音等防止請求事件	R4.6.13
神奈川県 令和4年(調)第3号事件	隣家からの低周波音防止請求事件	R4.6.14
山梨県 令和4年(調)第2号事件	幼児・児童用施設からの騒音被害防止請求事件	R4.5.20
大阪府 令和4年(調)第2号事件	通所介護施設騒音振動被害防止請求事件	R4.4.14
大阪府 令和4年(調)第3号事件	解体工事等振動被害防止請求事件	R4.6.6
兵庫県 令和4年(調)第1号事件	造成工事にかかる土壌・水質汚染等対策請求事件	R4.6.6

### 2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
千葉県 令和3年(調) 第2号事件  [コンクリート工場からの騒音等被害防止請求事件]	千葉県 住民1人	コンクリート製造業	令和3年7月16日受付  被申請人は、コンクリート工場を設置し、パワーショベル、ブルドーザー等の重機と、コンクリート運搬用のミキサー車を稼働させている。重機やミキサー車による騒音は、騒音規制法の規制基準を超過しており、在宅勤務や日常生活に影響を及ぼしており、生活妨害を受けているため。よって、被申請人は、騒音規制法が規定する基準内の騒音を厳守するための対策を講じること。騒音対策ができない場合は、作業場所を変更すること。	令和4年6月2日 調停打切り  調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>神奈川県 令和4年(調) 第1号事件</p> <p>[悪臭発生源非 該当確認等請求 事件]</p>	神奈川県 住民2人	神奈川県 住民2人	<p>令和4年3月1日受付</p> <p>申請人は被申請人からの虚偽の悪臭騒ぎに関し、令和2年8月から現在まで極めて甚大な精神的苦痛を受け続けていることから、何とか被申請人の悪臭の虚偽の発言被害を食い止めることを願っているため。よって、(1)被申請人が主張する悪臭は申請人が発生源でないことを確認すること、(2)被申請人は第三者に対し、申請人が悪臭を出している旨の発言をしてはならないこと、(3)被申請人は申請人に対し、被申請人が主張する悪臭を原因とする申請人宅への訪問及び申請人等の職場への訪問を行ってはならないこと、(4)被申請人は申請人宅に対して扇風機による送風、カメラによる盗撮を行ってはならないこと。</p>	<p>令和4年5月23日 申請取下げ</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人は調停申請を取り下げたため、本件は終結した。</p>
<p>大阪府 令和3年(調) 第4号事件</p> <p>[工場騒音振動 被害事件]</p>	金属プレス製品製造会社	大阪府 住民1人	<p>令和3年11月1日受付</p> <p>申請人は住所地に所在する工場で50年来、金属プレス加工業を行っているが、平成29年頃に隣地に建売住宅が建設され、被申請人が居住するようになった。平成30年頃より被申請人から騒音振動に関する苦情を受けるようになったため、申請人は騒音振動の軽減措置を講じるとともに、建売住宅業者も交えて話し合いを行った。しかし、話し合いの結果を盛り込んだ覚書を締結する段になって被申請人は署名押印を拒否し、その後も市担当課に苦情の申し入れを繰り返しているため、本調停に及んだものである。よって、申請人の発する騒音振動の実情を把握するとともに、相互理解を深めた上、共生の理念に基づく円満解決を求める。</p>	<p>令和4年5月17日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
兵庫県 令和3年(調) 第1号事件  [コインランドリーからの騒音被害防止請求事件]	小売業 会社	兵庫県 住民1人	令和3年4月28日受付  申請人が運営するコインランドリーの稼働音等による騒音により、被申請人が日々悩まされているとの相談があり、解決の方法を模索したが、当事者間では解決の糸口が見つからず、調停により状況の解決を望むため。よって、申請人の実現可能な範囲での解決策で、被申請人との合意を得ること。	令和4年6月29日 調停成立  調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和4年4月1日から令和4年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

## ちょうせい

第110号 令和4年8月

編集 総務省公害等調整委員会事務局  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1  
中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当  
Tel: 03-3581-9601 (内線2315)  
03-3503-8591 (直通)  
Fax: 03-3581-9488  
E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。